平成２９年（フ）第２７４８号
大阪府茨木市西豊川町15番31号の10
破産者　株式会社花エンタープライズ
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８２号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目６番21号
破産者　株式会社大一工業
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８０号
大阪市平野区平野上町２丁目２番６号
破産者　株式会社Ｐｌｕｓ　Ｏｎｅ
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４００２号
大阪市西区西本町１丁目２番５号
破産者　株式会社ニューシステムプロダクツ
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６号
秋田市山王６丁目15番９号
破産者　有限会社アド・ヴァンズ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８９７号
神奈川県横浜市神奈川区二ツ谷町１―11、開始決定時の住所東京都葛飾区新小岩２丁目１－１―1003
破産者　坂尻　安雄
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３１６号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番16号
破産者　ワールドインテリジェンス株式会社
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木663番地
破産者　神山　昌士
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５２号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目27番３号
破産者　有限会社大徳
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８８６号
神奈川県藤沢市藤沢3800番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県藤沢市石川５丁目９番地の８
破産者　有限会社木の子フーズ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９８号
横浜市保土ケ谷区霞台27番１号
破産者　大沼クリーニング有限会社
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５６号
福井市西開発３丁目501番地１
破産者　株式会社ルース
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
兵庫県明石市藤江2028番地の86
破産者　株式会社ＥＬＤＯＲＡＤＯ
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０号
滋賀県米原市野一色326番地１
破産者　塚越　元基
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
福岡市南区和田１丁目22番26―106号、前住所福岡市南区三宅２丁目16番14号
破産者　高山　恵理（旧姓市丸）
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５４号
福岡市中央区谷１丁目１番８―702号
破産者　古賀　公三
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５４２号
福岡市東区多の津５丁目28番１―306号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区多の津５丁目33番３―105号
破産者　井上　次雄
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６３０号
福岡市東区名島１丁目１番36号
破産者　大八木茂広
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２２１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲516番地２
破産者　武井　優子
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―101号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市道意町６丁目３番地　ハイム武庫川東リヴィエール101号
破産者　矢島　達夫
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０６号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―101号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市道意町６丁目３番地　ハイム武庫川東リヴィエール101号
破産者　矢島　洋子
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係